

◆『発注者ナビ』とは・・・発注関係事務の取り組みを共有するものです。

品確法※1の「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者が自ら行う発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針である運用指針※2に基づく取組みの一層の推進を図ることを目的に、関東地方整備局、都県・政令市や区市町村の運用指針に基づく発注関係事務の主な取組み事例等を共有するものです。

※1「[公共工事の品質確保の促進に関する法律](#)」

※2「[発注関係事務の運用に関する指針](#)」

★コンテンツ

1) 施工時期の平準化

2) 平成30年度国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改訂

★特集

働き方改革 ～ 週休2日工事の取り組み ～

1) 施工時期等の平準化

<概要>

○地方公共団体における平準化の取組事例を収集した事例集を公表しています。
第3版では、市区町村が取組む事例を中心に内容の拡充が行われています。

★詳細はコチラをクリック

[地方公共団体における平準化の取組事例について【第3版】](#)

<http://www.mlit.go.jp/common/001236732.pdf>

○平準化に向けた取り組みのひとつとして、様々な発注機関の発注見通しを地域単位で統合して公表する取り組みを実施しています。

★詳細はコチラをクリック

[発注見通しの統合](#)

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000152.html>

2) 平成30年度国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改訂

<概要>

○品確法の基本理念等に則るとともに、週休2日の確保に取り組める環境の充実やi-Constructionの更なる推進等を図る観点から最新の実態を踏まえ、土木工事及び業務の積算基準等の改定を行いました。

★詳細はコチラをクリック

[平成30年度国土交通省積算基準](#)

<http://www.mlit.go.jp/common/001226351.pdf>

○建設業における働き方改革を実現するためには、長時間労働の是正や休日確保に向け必要な環境整備を進めることが重要であることから、国土交通省においては、適切な工期設定による週休2日の推進に取り組んでいます。

○働き方改革の実現は国や地方公共団体等の発注者と受注者が連携して取り組むべき重要な課題であり、引き続き取り組みの推進に努める必要があります。

○建設業の働き方改革の推進は、将来にわたる建設業の担い手確保につながります。

■事例紹介

○自治体の取り組み事例の一部を紹介します。

※以下自治体名をクリックすると、各自治体の取り組み内容を確認いただけます。

【さいたま市】 http://www.city.saitama.jp/005/003/022/001/p054645_d/fil/gaiyou-syuukyuuhutuka.pdf

概要: 工事看板に「週休2日モデル工事」であることを表示しています。

【栃木県】 <http://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/pref/shuukyuu/h29.html>

概要: 週休2日制工事では、受注者が工期を決定する余裕期間(フレックス方式)を設定しています。

【山梨県】 <https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/syukyufutsukasei.html>

概要: 工事現場及び労働者の週休2日取り組み状況について、工事成績で評価しています。

コラム 関東地整の働き方改革の取り組み

○「[平成30年度国土交通省土木工事・業務の積算基準の改定](#)」を受け、昨年6月から開始した週休2日モデル工事の実施内容を見直しました。

★詳細はコチラをクリック [平成30年度 週休2日モデル工事の実施内容](#)

○関東地整の他、地方公共団体や建設業団体等の取り組み事例を紹介しています。

★詳細はコチラをクリック [週休2日チャレンジサイト](#)

○ICT活用工事の取り組み事例について紹介する他、受発注者向けの各種講習会や見学会のお知らせを随時掲載しています。

★詳細はコチラをクリック [i-Constructionの取り組み](#)

※『発注者ナビ』に掲載する取り組み事例について募集しています。情報提供にご協力願います。
※『発注者ナビ』に掲載する取り組みの詳細については、各関係機関へ直接お問い合わせ下さい。
また、事務局へお問い合わせいただければ担当窓口をご紹介します。